

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	教育委員会 スポーツ振興課	
許 認 可 等 名	徳島市民富田夜間運動場の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市体育施設条例	
根 拠 条 項	第6条第1項	
連 絡 先	東富田体育協会（連絡先はスポーツ振興課（電話 621-5426）までお問い合わせください。）	
審 査 基 準	<p>徳島市体育施設条例 （利用の承諾の制限）</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承諾しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 体育施設の施設又はその付属設備(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(4) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。</p> <p>徳島市体育施設条例施行規則 （申請書の提出及び受付け）</p> <p>第3条 条例第6条の規定により体育施設の利用の承諾を受けようとする者は徳島市体育施設利用承諾申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 徳島市立体育館、徳島市立スポーツセンター、徳島市B & G海洋センター体育館及び徳島市立体操センター（以下「体育館」という。）を指定管理者の指定するところにより個人が利用する場合</p> <p>(2) 徳島市陸上競技場を個人利用する場合</p> <p>(3) 徳島市田宮公園プール及び徳島市B & G海洋センタープール（以下「プール」という。）を個人利用する場合</p> <p>(4) 体育施設のロッカー及び駐車場を利用する場合</p> <p>2 前項に規定する申請書の受付は、次に掲げる受付期間に行うものと</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標 準 処 理 期 間	総日数 即日
（設定しないものについてはその理由）		
設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）	

する。

区分	申請書の受付期間
体育館，徳島市陸上競技場及び徳島市球技場の利用申請をする場合	利用しようとする日の3月前から当日まで（連続して2日以上にわたる利用申請をする場合は当該利用初日の3月前からとする。）
徳島市B & G海洋センター舟艇施設（以下「舟艇施設」という。）の利用申請をする場合	利用しようとする日の10日前までの間（連続して2日以上にわたる利用申請をする場合は，当該利用初日の10日前までとする。）
上記以外の体育施設の利用申請をする場合	利用しようとする日の属する月の前月の15日から当日まで

- 3 前項の申請書の受付は，体育施設の供用日に行うものとする。ただし，指定管理者が必要と認めるときは，これを変更することができる。
- 4 指定管理者は，第2項の規定にかかわらず，次の各号の一に該当するときは申請書の受付期間前であっても申請書を受け付けすることができるものとする。
- (1) 徳島市又は徳島市教育委員会（以下「委員会」という。）が主催又は共催する行事等に利用する場合
 - (2) 国又はその他の地方公共団体が主催又は共催する行事等に利用する場合であって，指定管理者が特に必要と認めるもの
 - (3) 指定管理者が行うスポーツ振興事業で委員会が事業計画を承認したものに利用する場合
 - (4) その他，第2項に規定する受付期間前において利用の申請を得ない利用に係る準備ができない場合であって，指定管理者が特に必要と認めるもの

審査基準

基準